

平成 19 年 9 月 25 日

大田区基本構想審議会会長 様

大田区長  
松原 忠義

大田区基本構想審議会条例第 2 条の規定に基づき、次の事項について、下記理由のとおり貴会に諮問します。

- 1 大田区基本構想の方向性について  
大田区基本構想のあるべき姿・その方向性について審議を求めます。
- 2 大田区基本計画策定にかかる基本的考え方について  
大田区基本計画に盛り込むべき項目及び計画の枠組みについて審議を求めます。

〔理由〕

現在の大田区基本構想は、昭和 57 年に策定され、既に 25 年が経過しました。この間、急速な少子化や高齢社会の進行のほか、羽田空港の国際化の動き等、大田区を取り巻く社会状況は多岐にわたって大きく変化しています。

また、現在の大田区長期基本計画は、平成 13 年に策定されてから 6 年が経過し、この間、地方分権改革の進展や都区のあり方に関する検討が活発に行われているなかで、基礎的自治体としての新たな行政課題に対する取り組みの方向性を示す必要があります。

このような社会状況に鑑み、大田区のめざすべき将来像を提示し、今後のまちづくりの方向性を明らかにするため、区政運営の基本となる新たな基本構想及び基本計画について調査・審議をいただき、その方向性や基本的考え方をお示しいただくものです。